

出向時の共済手続きのご案内

他省庁等への出向が決まりましたら、余裕をもってお手続きをお願いします。

項目	必要な手続き	内容及び手続き方法等	手続き窓口
1	短期（医療）	<p>資格確認書等をお持ちの方は、市ヶ谷センターへ返納していただきます。</p> <p>(注)交付済みの資格確認書等は、出向の日から無効となり、使用することはできません。</p> <p>(出向先の共済組合で組合員資格取得の手続きが必要となります。)</p> <p>※高額療養費等の支給に該当する場合は、市ヶ谷センターから別途ご連絡いたします。</p>	<p>市ヶ谷センター短期資格係 共済組合電子申請サイトよりご提出ください。</p> <p>コンタクトセンター TEL 050-3651-0805 (受付時間：平日9：00～17：00)</p>
2	長期（年金） (1) 国家公務員制度へ出向される方 (2) 地方公務員制度へ出向される方	<p>(1) 国家公務員共済組合の期間が継続されるため、必要な手続きはありません。 ただし、出向日及び出向先を市ヶ谷センターで確認できない場合は、確認できる書類を提出いただくことができます。</p> <p>(2) 地方公務員共済組合（警察、都道府県等）へ年金加入期間を引き継ぐため、「組合員転出届書」を電子申請にてご提出ください。 添付書類：出向日及び出向先を確認できる書類の写し</p> <p>書面による手続きを希望する方や、電子申請に関するお問い合わせは、コンタクトセンターまでご連絡ください。 詳しくは、「退職時の年金手続き」をご覧ください。</p> <p>◎iDeCoご加入者は、金融機関へのお手続きが必要となります。</p>	<p>市ヶ谷センター年金係 共済組合電子申請サイトよりご提出ください。</p> <p>コンタクトセンター TEL 050-3651-0805 (受付時間：平日9：00～17：00)</p>
3	貸付 財形貸付	<p>貸付残高がある場合は、出向する共済組合に債権の譲渡を行います。引き続き出向先で、源泉控除により返済できます。</p> <p>★地方公務員制度（警察、都道府県等）へ出向される方は、貸付残高証明書を発行しますので、相当額の貸付を受けて一括償還してください。</p> <p>出向予定日の1か月前（厳守）までに、コンタクトセンターへ連絡をお願いします。</p> <p>出向等予定先の省庁等とのお手続きに、お時間を頂くので、出向確定前でもご連絡を頂けますと、スムーズにお手続きが可能となります。</p>	<p>市ヶ谷センター貸付係</p> <p>コンタクトセンター TEL 050-3651-0805 (受付時間：平日9：00～17：00)</p>
4	保健	<p>◎ベネフィット・ステーション会員証（株ベネフィット・ワン）は各自で裁断するなどして確実に破棄してください。</p> <p>★出向の日から無効となり、使用することはできません。また、出向の日より前に申し込んでいた宿泊補助や人間ドック等補助も利用できなくなります。</p>	

項目	必要な手続き	内容及び手続方法等	手続き窓口
5	貯金	<p>◎普通、定額積立及び定期の各貯金は、支部窓口で解約の手続きをお願いします。</p> <p>★出向者の特例：定額積立貯金、定期貯金の利息は、預入期間が1年未満であっても有利な利率で日割計算されます。出向日前30日からの解約に限ります。</p> <p>★必要書類：・出向証明書（証明用紙は、貯金窓口で交付します。） 又は、人事発令（出向年月日が記載されているもの）の写し ・防衛省共済組合総合貯金通帳及びキャッシュカード ・登録印鑑 ・ご本人名義の銀行通帳の写し（解約金の銀行振込を希望される場合）</p> <p>※50万円を超える現金の払戻しをされる場合は、事前にご予約が必要となります。（窓口又は電話）</p>	支部貯金係窓口
6	物資	◎物品（車などの高額商品）購入に伴う割賦残額がある場合は、出向日の前日までに支部窓口で一括返済していただきます。	支部物資係窓口
	団体生命保険 （日本生命） （明治安田）	<p>◎保険契約は、最終源泉月の翌月17日までの保障となります。</p> <p>ただし、防衛省共済組合の組合員資格を再取得することが確実な場合は、引き続き加入することができます。</p> <p>★保険料の納付：①毎月納付 ②保険期間（1年分）一括納付</p> <p>★提出書類：「団体生命保険・団体傷害保険の継続について」</p>	支部団体保険窓口
	団体年金保険 （日本生命） （明治安田）	<p>◎保険契約は、出向日の前日をもって脱退となります。</p> <p>ただし、防衛省共済組合の組合員資格を再取得することが確実な場合は、引き続き加入することができます。</p> <p>★保険料の納付：毎月納付のみ</p> <p>★出向者の特例：5年限度で中断することができます。</p> <p>ただし、Aコース（個人年金適用型）に加入の方は預入期間が10年を超えている方に限ります。</p>	支部団体保険窓口
	団体医療保険 （日本生命）	<p>◎保険契約は、最終源泉月の翌月17日までの保障となります。</p> <p>ただし、防衛省共済組合の組合員資格を再取得することが確実な場合は、引き続き加入することができます。</p> <p>★保険料の納付：①毎月納付 ②保険期間（1年分）一括納付</p> <p>★提出書類：「団体医療保険の継続について」</p>	支部団体保険窓口
	団体傷害保険 （弘済企業）	<p>◎保険契約は、最終源泉月の翌月18日までの補償となります。</p> <p>ただし、防衛省共済組合の組合員資格を再取得することが確実な場合は、引き続き加入することができます。</p> <p>★保険料の納付：①毎月納付 ②保険期間（1年分）一括納付</p> <p>★提出書類：「団体生命保険・団体傷害保険の継続について」</p>	支部団体保険窓口
	団体取扱保険	◎出向の日以降、生命保険、がん保険、火災保険を継続される場合は、加入の保険会社と直接調整していただきます。	ご加入の保険会社にお問い合わせください

項目	必要な手続き	内容及び手続方法等	手続き窓口
	防衛省職員生活協同組合 (生命・医療共済、 火災・災害共済)	<p>◎生命・医療共済の契約は、最終源泉月の末日までの保障となります。</p> <p>火災・災害共済の契約は、掛金を納付した該当年度末日（6月30日）までの保障となります。また、出向の間に空き家となる場合は、継続ができない場合がありますので、直接調整していただきます。</p> <p>ただし、防衛省共済組合の組合員資格を再取得することが確実な場合は、引き続き加入することができます。</p> <p>★掛金の納付：生命・医療共済、火災・災害共済 出向期間の掛金を複数年単位で前納可</p> <p>★提出書類：「共済契約の継続希望届」</p>	支部団体保険窓口

※出向されるまでの間、大変お忙しいと思いますが早めの手続きをお願い致します。

なお、ご不明な点がございましたら、各取扱窓口までお問い合わせください。